

次世代育成支援対策推進法に基づく株式会社マツケイ行動計画

従業員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のよう
に行動計画を策定する。

1. 計画期間：令和6年4月1日～令和9年3月31日（3年間）

2. 計画内容

【目標1】 従業員の年次有給休暇取得促進：年間平均取得日数6日以上を継続する

<対策>

- ・年度毎の目標平均取得日数を設定し、従業員の年次有給休暇取得推進をはかる
- ・従業員の取得状況を分析し、達成に向けて従業員へのフォローを実施する

【目標2】 育児休業の取得促進：育児休業取得率について

女性従業員 95%以上を継続する、男性従業員 50%以上を継続する

<対策>

- ・育児休業取得促進（特に男性の育児休業取得に関する啓発を促す）を実施する